

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 7 月 30 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530168

研究課題名(和文) 戦前期日本の司法と軍のインターフェイスとしての軍法務官に関する実体研究

研究課題名(英文) An Empirical Study of Judge Advocate(Homukan) in Prewar Japan

研究代表者

西川 伸一 (Nishikawa, Shin-ichi)

明治大学・政治経済学部・教授

研究者番号：00228165

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦前日本に存在した軍法務官の実態を明らかにすることを目的としている。本研究は、軍法務官の研究史を押さえ、経験者やその家族の「肉声」を手がかりになじみの薄い軍法務官のイメージを把握し、その概念を明確化した。次に軍法務官を法制的に根拠づけていた法律・勅令に従って、軍法会議における彼らの権能やその終身官としての身分保障、任用資格、定員などを明らかにした。

そして、軍法務官を取り巻く環境の変化についても論じ、太平洋戦争開戦後に主張された「統帥の要求」に即応せよとの声に対し、軍部における司法の独立を象徴していた終身官という特権が廃止され、時代の波に飲み込まれたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on Judge Advocate (Homukan) in Prewar Japan. The court-martial consisted of five judges in Prewar Japan. Four of them were officers and one was a civilian called Judge Advocate (Homukan). Judge Advocate was therefore the only attorney on the court-martial. This research was an empirical study of Judge Advocate. We investigated their name, their working conditions, their role on the court-martial, and so on.

Judge Advocate had been tenured since 1922. This meant that Judge Advocate could exercise independent powers on the court-martial. But this privilege was abolished after the outbreak of the Pacific War. Judge Advocate had no choice but to abide by the request of Supreme Command (Tosuiken). In addition, Judge Advocate was to rank as an officer. This research also approached the details.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学

キーワード：軍法務官 非法曹の司法参加 軍法会議 司法官僚 歴史的資源 政軍関係 最高裁事務総局

## 1. 研究開始当初の背景

日本国憲法第 76 条により特別裁判所は設置を許されず、軍法会議も当然存在していない。そのため、軍法会議の歴史やその果たした役割、とりわけ軍法会議における唯一の法曹であった軍法務官については、実態が十分に研究されてこなかった。「軍法会議制度については法学界においても戦後長らく顧みられることのなかった分野の一つである」と山本政雄が指摘しているほどである。

とはいえ、二・二六事件の関連研究に限ってみれば、軍法会議と軍法務官への言及はこれまでもなされてきた。関与した青年将校のみならず、彼らのイデオログであった北一輝や西田税までも、東京陸軍軍法会議（特設陸軍軍法会議）における裁きを受けたためである。これについては、松本清張が当時の関係者の日記や容疑者の聴取書を駆使して詳細に分析している。また、伊藤隆や北博昭は存在しないといわれていた二・二六事件の裁判記録ならびに判決書綴が東京地検に保管されていることをつきとめ、その重要な部分を公刊し、解説を加えている。

さらに澤地久枝とNHKのスタッフが、当時の軍法務官・匂坂春平の秘蔵資料を解析して、「NHK 特集 二・二六事件 消された真実～陸軍軍法会議秘録～」(1988)なる番組を制作した。この仕事で得られた資料に基づき澤地は『雪はよごれていた』を著し、その中で匂坂を「法の論理に徹した大法務官」と高く評価した。この匂坂評については専門家から異論が出されている。たとえば、池田俊彦は匂坂を「憐れむべきオポチュニスト」と手厳しい。北も澤地のとらえ方を疑問視し、「まがうことなく陸軍法務官であった」と結論づけた。陸軍の論理を優先していたとみなしたのである。

この二・二六事件の翌年に記された軍法務官自身の勤務点描として、小川閑治郎の勤務日誌がある。これは当事者からの数少ない貴重な証言となっている。また、元最高裁長官の矢口洪一も、自身の軍法務官としての軍法会議での勤務ぶりを語っている。軍法務官が文官から武官に切り替わったため、矢口は海軍法務科短期現役第二期であった。中村次朗、宮崎梧一、寺田治郎、大橋進、坂上壽夫、奥野久之といった歴代最高裁判事も軍法務官経験者である。

近年では、前出の北と山本政雄が軍法会議の設置経緯ならびに裁判権に関する学術論文を継続的に公表している。これら一連の論文の中で、軍法務官が司法と軍のインターフェイスにあってどのような調整役の機能を果たしていたかも付言されている。ただ、制度としての軍法務官の全体像はまだ未解明な点が多く存在している。具体的には、

「軍法務官の定員およびキャリアパス」「軍法会議における発言力」「軍法務官の軍政からの独立性」などである。

研究代表者はわが国の司法行政、わけでも幹部裁判官のキャリアパスを実証的に研究してきた。これまでの一連の研究から、憲法に謳われた裁判官の独立とは裏腹に、現実には明確な出世コースが事実上制度化されている事実を明らかにした。そのルーツは司法権の独立が未確立だった戦前の司法省下の裁判所にさかのぼる。当時の裁判官は法廷で裁判実務に励むより、司法省で官僚として司法行政に携わるほうが出世は早かった。戦後になってもこの人事慣行は改められず、裁判しない裁判官の象徴的存在が、軍法務官の経験をもつ矢口元最高裁長官であった。その他にも、前記したとおり軍に法治を橋渡しした裁判官たちが戦後に最高裁入りしている。

以上の学術的背景およびこれまでの研究成果をもとに、研究代表者は軍法務官に鑑入れして、国内はもとより植民地や戦地にも設置された軍法会議における軍法務官のインターフェイス的役割に接近することを目指した。

## 2. 研究の目的

戦前のわが国にあって、司法と軍のインターフェイスに位置した軍法務官の実態を明らかにし、これをテコに当時の軍部の内部統制メカニズムを明らかにすることが本研究の目的である。軍法務官とは軍法会議に欠かせない唯一の法曹であり、軍に法治を命じた橋渡し(インターフェイス)的存在であった。こうした軍法務官の存在と役割をクローズアップすることで、「外からの統制」、すなわち文民統制ばかりが目されてきた軍隊に対する制度的コントロールの研究に、「内からの統制」という新たな視点を提示する。もちろん、これまでもたとえば、二・二六事件の関連研究として、軍法会議と軍法務官への言及はなされてきた。しかし、制度としての軍法務官の全体像はまだ未解明な点が多く存在している。具体的には、「軍法務官の定員およびキャリアパス」「軍法会議における発言力」、さらには「軍法務官の軍政からの独立性」などである。

研究代表者はわが国の司法行政、わけでも幹部裁判官のキャリアパスを実証的に研究してきた。その過程で、戦後に最高裁裁判官として活躍する多くの裁判官には、戦前に軍法務官としての「軍歴」があることに気づいた。軍部という「真空地帯」の中で、彼ら法曹がいかに軍隊を統制しようとし、またできなかったか。これを解明することは、戦前日本にとどまらず、軍隊一般をいかに制度的に統御するかという現代にも通じる課題に有

益な示唆を与えることができると考える。

### 3. 研究の方法

#### (1)平成 23 年度

裁判体としての軍法会議が必然的に抱えた最大の特徴は、基本的に 5 人からなるその裁判官のうち軍法務官をのぞく 4 人は軍人、すなわち非法曹であったことである。

研究代表者はこの「非法曹の司法参加」について強い関心を抱き、日本国憲法でその執行が規定されている最高裁判所裁判官国民審査の実証的分析から得た成果も考慮に入れて、本研究課題の分析枠組みの設定を優先して実施した。その結果、高度な専門性が求められる裁判に非法曹をどのように参加させるのかという課題を検討する上で、重要な前提的試論を提示することが可能となった。これは本研究課題で扱う軍法会議のみならず、現代日本で実施され定着しつつある裁判員裁判にも通じる視点である。

また、本研究課題の前提条件である近代日本における政軍関係について、理論的側面から分析を行ったことによって、先行研究では十分に設定されてこなかった制度的な分析枠組みを設定することが可能となった。

#### (2)平成 24 年度

前年度の研究成果を踏まえ、本研究課題に関連する研究史の整理を行い、関連諸分野が発展途上であることを再確認した。この作業と並行して、軍法務官や軍法会議の根拠法令の制定過程を考察し、これまで漠然としたイメージしか抱かれることがなかった軍法務官の実態を具体的に把握することができた。また、文民による軍事への過剰介入の存在を明らかにしたことにより、「軍人に抑え込まれる法務官」といったイメージを払拭できたことも大きな収穫であった。

#### (3)平成 25 年度

本研究課題の実施最終年度であることを念頭に、研究成果の「可視化」を目指し、前年度までの研究成果の総括化、成果物の作成を行った。一方、研究成果の社会への還元の一環として、David. S. Law ワシントン大学（セントルイス）教授を招へいした研究会を開催した。Law 教授は戦前の司法制度を淵源とする我が国における司法行政について、我が国における司法行政を取り巻く環境の変化や諸外国の司法機関との比較を通じて、あるべき司法行政の姿を提示した。

### 4. 研究成果

本研究課題は、日本政治史をはじめとする政治学のみならず、日本法制史などの基礎法学、あるいは行政学や行政法学などに対しても、大きな波及効果が期待できる。さらに、平成 25 年度に実施した研究を通じて、関連

諸分野あるいは社会への還元がある程度達成できたものと考えている。併せて、同年度は前年度までに行った軍法務官や軍法会議に関する研究史の整理も継続した。この成果は今後研究代表者が予定している関連研究の重要な基礎を構成するものである。

また、軍法務官や軍法会議をはじめとする軍制の前提条件となる政軍関係についても、これまでの研究成果をもとに分析枠組みの精緻化を行った。その結果、これまでの画一的な政軍関係のイメージとは異なる新たな文民と軍人の関係性を描き出しえたことが大きな成果として挙げられる。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 8 件)

小森雄太「政軍関係研究試論 戦術・作戦領域への文民の過剰関与に注目して」『政経研究』第 49 巻第 4 号(2013 年)579-605 頁。

小森雄太「政軍関係のあり方に関する一研究 文民統制と安全保障のあるべき均衡に注目して」『政経研究』第 50 巻第 3 号(2014 年 3 月)347-372 頁。

西川伸一「最高裁判所裁判官国民審査および国民審査公報の実体分析 国民審査の実質化をめざして」『政経論叢』第 79 巻第 3・4 号(2011 年)161-230 頁(査読あり)。

西川伸一「最高裁判官国民審査と沖縄県の有権者 そのきわめて高い×票率をめぐる」『プラン B』第 32 号(2011 年)32-33 頁(査読なし)。

西川伸一「現代日本の司法官僚制」『プラン B』第 33 号(2011 年)38-42 頁。

西川伸一「高裁支部長就任者のキャリアパス分析 その経歴的資源に着目して」『政経論叢』第 80 巻第 3・4 号(2012 年)223-246 頁(査読あり)。

西川伸一「軍法務官研究序説 軍と司法のインターフェイスへの接近」『政経論叢』第 81 巻第 5・6 号(2013 年)145-192 頁。

西川伸一「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を批判する」『政経論叢』第 82 巻 3・4 号(2014 年 3 月)221-261 頁。

〔学会発表〕(計 14 件)

小森雄太「近代日本の政軍関係に関する研究 新制度論の視点から」日本大学法学部政経研究所平成 24 年度第 1 回政治研究会(2012 年 7 月 13 日)(招待講演)。

小森雄太「政軍関係の一研究 「文民の暴走」に注目して」日本政治学会 2012 年度研究大会(2012 年 10 月 7 日)(口頭発表)。

小森雄太「政軍関係論から見たインテリジェンス その統制に注目して」インテリジェ

ンス研究所第2回諜報研究会(2013年5月11日)(招待講演)

小森雄太「政軍関係のあり方に関する一研究 統帥権独立から文官統制まで」日本政治学会2013年度研究大会(2013年9月16日)(口頭発表)

西川伸一「現代日本の司法官僚制」日本針路研究所第3回研究会(2011年4月17日)文京区民センター。

西川伸一「幹部裁判官のキャリアパスについて」日本法社会学会2011年度学術大会・個別報告分科会A(2011年5月7日)東京大学本郷キャンパス。

西川伸一「最高裁判官国民審査の実証分析 組織的罷免要求運動を中心に」日本法社会学会2011年度学術大会分科会C(2012年5月13日)(口頭発表)

西川伸一「第22回最高裁判所裁判官国民審査の結果をどう見るか」2012年度駿台懇話会・学術受賞記念講演会(2013年1月16日)(招待講演)

西川伸一「最高裁判所裁判官国民審査の投票率に注目する」慶應義塾大学大学院法学研究科公共政策論(2013年5月27日)慶應義塾大学三田キャンパス(ゲストスピーカー)

西川伸一「司法行政からみた裁判官」ハッ場ダムをストップさせる東京の会(2013年6月1日)豊島区生活産業プラザ(招待講演)

西川伸一「最高裁事務総局幹部人事の近年の動向」第5回違憲審査制研究会(2013年8月26日)北海道大学札幌キャンパス(口頭発表)

西川伸一「なぜ沖縄県民は国民審査を棄権するのか」日本政治学会2013年度研究大会(2013年9月15日)北海学園大学豊平キャンパス(口頭発表)

西川伸一「国会による決算審査はどうなっているのか」21世紀政策研究所プロジェクト「本格政権が機能するための政治のあり方」第4回タスクフォース(2013年10月18日)経団連会館(口頭発表)

西川伸一「戦後19回の都知事選から分析した都民の投票行動の特徴」アジア記者クラブ3月定例会(2014年3月20日)明治大学駿河台キャンパス(口頭発表)

〔図書〕(計3件)

西川伸一『最高裁判官国民審査の実証的研究 「もうひとつの参政権」の復権をめざして』(五月書房、2012年)

西川伸一訳、デイヴィッド・S・ロー『日本の最高裁を解剖する』(現代人文社、2013年)

西川伸一『これでわかった! 内閣法制局』(五月書房、2013年)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件) 該当なし

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件) 該当なし

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

西川伸一 Online

(<http://www.nishikawashin-ichi.net/>)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西川 伸一 (NISHIKAWA, Shin-ichi)

明治大学・政治経済学部・教授

研究者番号: 00228165

(2) 研究分担者

小森 雄太 (KOMORI, Yuta)

明治大学・研究・知財戦略機構・研究員

研究者番号: 70584423

(3) 連携研究者 該当なし

( )

研究者番号: